

安平町地域森林計画書 対照表

新計画 (案)	旧計画																																						
<p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</p> <p>1 森林整備の現状と課題</p> <p>I の 2 の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。 (略)</p> <p>本町の総面積は 23,716ha で、森林面積は全てが民有林で <u>9,480</u>ha と総面積の 40% を占めており、内訳は一般民有林 <u>6,384</u>ha、道有林 3,096ha となっています。</p> <p>2 森林整備の基本方針</p> <p>(1) 地域の目指すべき森林資源の姿 (略)</p> <p>【森林の区域と森林整備の基本方針】</p> <p>公益的機能別施業森林</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発揮を期待する機能</th> <th style="width: 15%;">森林の区域</th> <th style="width: 20%;">望ましい森林の姿</th> <th style="width: 50%;">森林の整備及び保全の基本方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水源^{かん}涵養機能</td> <td>水源^{かん}涵養林</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>水資源保全ゾーン</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>山地災害防止機能／土壤保全機能</td> <td>山地災害防止林</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>快適環境形成機能</td> <td>生活環境保全林</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針	水源 ^{かん} 涵養機能	水源 ^{かん} 涵養林	(略)	(略)	水資源保全ゾーン	(略)	(略)	山地災害防止機能／土壤保全機能	山地災害防止林	(略)	(略)	快適環境形成機能	生活環境保全林	(略)	(略)	<p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</p> <p>1 森林整備の現状と課題</p> <p>I の 2 の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。 (略)</p> <p>本町の総面積は 23,716ha で、森林面積は全てが民有林で <u>9,501</u>ha と総面積の 40% を占めており、内訳は一般民有林 <u>6,405</u>ha、道有林 3,096ha となっています。</p> <p>2 森林整備の基本方針</p> <p>(1) 地域の目指すべき森林資源の姿 (略)</p> <p>【森林の区域と森林整備の基本方針】</p> <p>公益的機能別施業森林</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発揮を期待する機能</th> <th style="width: 15%;">森林の区域</th> <th style="width: 20%;">望ましい森林の姿</th> <th style="width: 50%;">森林の整備及び保全の基本方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水源^{かん}涵養機能</td> <td>水源^{かん}涵養林</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>水資源保全ゾーン</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>山地災害防止機能／土壤保全機能</td> <td>山地災害防止林</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>快適環境形成機能</td> <td>生活環境保全林</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針	水源 ^{かん} 涵養機能	水源 ^{かん} 涵養林	(略)	(略)	水資源保全ゾーン	(略)	(略)	山地災害防止機能／土壤保全機能	山地災害防止林	(略)	(略)	快適環境形成機能	生活環境保全林	(略)	(略)
発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針																																				
水源 ^{かん} 涵養機能	水源 ^{かん} 涵養林	(略)	(略)																																				
	水資源保全ゾーン	(略)	(略)																																				
山地災害防止機能／土壤保全機能	山地災害防止林	(略)	(略)																																				
快適環境形成機能	生活環境保全林	(略)	(略)																																				
発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針																																				
水源 ^{かん} 涵養機能	水源 ^{かん} 涵養林	(略)	(略)																																				
	水資源保全ゾーン	(略)	(略)																																				
山地災害防止機能／土壤保全機能	山地災害防止林	(略)	(略)																																				
快適環境形成機能	生活環境保全林	(略)	(略)																																				

	保健・文化機能 等維持林		(略)	(略)
保健・レク リエーション 機能	生物多 様性ゾ ーン	水辺 林 タイ プ	(略)	(略)
文化機能				
生物多様性 保全機能		保 護 地域 タイ プ	(略)	(略)

	保健・文化機能 等維持林		(略)	(略)
保健・レク リエーション 機能	生物多 様性ゾ ーン	水辺 林 タイ プ	(略)	(略)
文化機能				
生物多様性 保全機能		保 護 地域 タイ プ	(略)	(略)

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき 機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基 本方針
	木材等生産林	(略)	(略)
木材等 生産機能	特に効率 的な施業 が可能な 森林	(略)	(略)

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき 機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基 本方針
	木材等生産林	(略)	(略)
木材等 生産機能	特に効率 的な施業 が可能な 森林	(略)	(略)

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア～エ (略)

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア～エ (略)

<p>3 森林施業の合理化に関する基本方針 (略)</p> <p>II 森林の整備に関する事項</p> <p>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項 (間伐に関する事項を除く)</p> <p>1 樹種別の立木の標準伐期齢 (略)</p> <p>2 立木の伐採 (主伐) の標準的な方法</p> <p>次のとおり、立木の伐採 (主伐) の標準的な方法を示します。</p> <p>(1) 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。</p> <p>ア 皆伐 (略)</p> <p>イ 択伐 (略)</p> <p>(2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。 また、伐採作業に伴う林業機関の走行等に必要集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>3 その他必要な事項 (1) ~ (7) (略)</p> <p>第2 造林に関する事項</p>	<p>3 森林施業の合理化に関する基本方針 (略)</p> <p>II 森林の整備に関する事項</p> <p>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項 (間伐に関する事項を除く)</p> <p>1 樹種別の立木の標準伐期齢 (略)</p> <p>2 立木の伐採 (主伐) の標準的な方法</p> <p>次のとおり、立木の伐採 (主伐) の標準的な方法を示します。</p> <p>(1) 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。</p> <p>ア 皆伐 (略)</p> <p>イ 択伐 (略)</p> <p>(2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。 また、伐採作業に伴う林業機関の走行等に必要集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>3 その他必要な事項 (1) ~ (7) (略)</p> <p>第2 造林に関する事項</p>
---	--

(2) 天然更新の標準的な方法
ア～イ (略)

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間
(略)

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準
(略)

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
(略)

次の箇所は当該区域に含めないこととします。

(1)～(5) (略)

指定する森林の区域は、次のとおりです。

【一般民有林】

森林の区域 (林小班)	備 考
29林班 - 11、33、69、147、151～154、182、 234、239、240、246、306小班	
32林班 - 22小班	
41林班 - 12小班	
43林班 - 156小班	

【道有林】

森林の区域 (林小班)	備 考
(略)	(略)

※上記森林の区域から801番以上の小班は除く。

(2) 天然更新の標準的な方法
ア～イ (略)

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間
(略)

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準
(略)

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
(略)

次の箇所は当該区域に含めないこととします。

(1)～(5) (略)

指定する森林の区域は、次のとおりです。

【一般民有林】

森林の区域 (林小班)	備 考
29林班 - 11、33、69、147、151～154、182、 234、239、240、246、306小班	
32林班 - 22小班	
41林班 - 12、 13 小班	
43林班 - 156小班	

【道有林】

森林の区域 (林小班)	備 考
(略)	(略)

<p>上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。</p> <p>また、上記に指定した区域内にあっても以下の森林については、対象から除外することとします。</p> <p>(1) 他計画等により転用が予定されている森林等</p> <p>4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準</p> <p>森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 造林の対象樹種 (略)</p> <p>(2) 生育し得る最大の立木の本数 (略)</p> <p>5 その他必要な事項 (略)</p> <p>第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準</p> <p>1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 (略)</p> <p>2 保育の種類別の標準的な方法</p> <p>(1) 下刈り (略)</p> <p>(2) 除伐 (略)</p> <p>第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p>1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法</p>	<p>上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。</p> <p>また、上記に指定した区域内にあっても以下の森林については、対象から除外することとします。</p> <p>(1) 他計画等により転用が予定されている森林等</p> <p>4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準</p> <p>森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 造林の対象樹種 (略)</p> <p>(2) 生育し得る最大の立木の本数 (略)</p> <p>5 その他必要な事項 (略)</p> <p>第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準</p> <p>1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 (略)</p> <p>2 保育の種類別の標準的な方法</p> <p>(1) 下刈り (略)</p> <p>(2) 除伐 (略)</p> <p>第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p>1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法</p>
---	---

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

ア 区域の設定
（略）

イ 森林施業の方法
（略）

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定
（略）

イ 森林施業の方法
（略）

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針

【共通ゾーニング】

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水源 ^{かん} 涵養林	（略）	（略）

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
山地災害防止林	（略）	（略）

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

ア 区域の設定
（略）

イ 森林施業の方法
（略）

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定
（略）

イ 森林施業の方法
（略）

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針

【共通ゾーニング】

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水源 ^{かん} 涵養林	（略）	（略）

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
山地災害防止林	（略）	（略）

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
生活環境保全林	(略)	(略)

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
保健・文化機能等維持林	(略)	(略)

(注1) 長伐期施業とは、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定
(略)

(2) 施業の方法
(略)

3 その他必要な事項

(1) 水資源保全ゾーン【設定なし】

ア 区域の設定
(略)

イ 施業の方法
(略)

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）【設定なし】

ア 区域の設定
(略)

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
生活環境保全林	(略)	(略)

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
保健・文化機能等維持林	(略)	(略)

(注1) 長伐期施業とは、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定
(略)

(2) 施業の方法
(略)

3 その他必要な事項

(1) 水資源保全ゾーン【設定なし】

ア 区域の設定
(略)

イ 施業の方法
(略)

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）【設定なし】

ア 区域の設定
(略)

<p>イ 施業の方法 (略)</p> <p>(3) 生物多様性ゾーン (保護地域タイプ) 【設定なし】</p> <p>ア 区域の設定 (略)</p> <p>イ 施業の方法 (略)</p> <p>第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項</p> <p>1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 (略)</p> <p>2 森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 (略)</p> <p>3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 (略)</p> <p>4 森林経営管理制度の活用に関する事項 (略)</p> <p>5 その他必要な事項 (略)</p> <p>第6 森林施業の共同化の促進に関する事項</p> <p>本町に森林を有する道、町、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとします。</p> <p>1 森林施業の共同化の促進に関する方針 (略)</p> <p>2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 (略)</p>	<p>イ 施業の方法 (略)</p> <p>(3) 生物多様性ゾーン (保護地域タイプ) 【設定なし】</p> <p>ア 区域の設定 (略)</p> <p>イ 施業の方法 (略)</p> <p>第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項</p> <p>1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 (略)</p> <p>2 森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 (略)</p> <p>3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 (略)</p> <p>4 森林経営管理制度の活用に関する事項 (略)</p> <p>5 その他必要な事項 (略)</p> <p>第6 森林施業の共同化の促進に関する事項</p> <p>本町に森林を有する道、町、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとします。</p> <p>1 森林施業の共同化の促進に関する方針 (略)</p> <p>2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 (略)</p>
---	---

<p>3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 (略)</p> <p>4 その他必要な事項 (略)</p> <p>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</p> <p>1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項</p> <p>(1) 路網密度の水準及びシステム (略)</p> <p>(2) 作業システムに関する基本的な考え方 (略)</p> <p>2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項</p> <p>作業路網の整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。 (略)</p> <p>3 作業路網の整備に関する事項</p> <p>(1) 基幹路網に関する事項</p> <p>ア 基幹路網の作設にかかる留意点 (略)</p> <p>イ 基幹路網の整備計画 (略)</p> <p>ウ 基幹路網の維持管理に関する事項 (略)</p> <p>(2) 細部路網に関する事項</p> <p>① 細部路網の作設に関する留意点 (略)</p>	<p>3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 (略)</p> <p>4 その他必要な事項 (略)</p> <p>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</p> <p>1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項</p> <p>(1) 路網密度の水準及びシステム (略)</p> <p>(2) 作業システムに関する基本的な考え方 (略)</p> <p>2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項</p> <p>作業路網の整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。 (略)</p> <p>3 作業路網の整備に関する事項</p> <p>(1) 基幹路網に関する事項</p> <p>ア 基幹路網の作設にかかる留意点 (略)</p> <p>イ 基幹路網の整備計画 (略)</p> <p>ウ 基幹路網の維持管理に関する事項 (略)</p> <p>(2) 細部路網に関する事項</p> <p>① 細部路網の作設に関する留意点 (略)</p>
---	---

<p>4 その他必要な事項 (略)</p> <p>第8 その他必要な事項</p> <p>1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 (略)</p> <p>(1) 人材の育成・確保 (略)</p> <p>(2) 林業事業体の経営体質強化 (略)</p> <p>2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 (略)</p> <p>3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 (略)</p> <p>III 森林の保護に関する事項</p> <p>第1 鳥獣害の防止に関する事項</p> <p>1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法</p> <p>エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため装置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。</p> <p>(1) 区域の設定 「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表3のとおり定めます。 また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。</p>	<p>4 その他必要な事項 (略)</p> <p>第8 その他必要な事項</p> <p>1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 (略)</p> <p>(1) 人材の育成・確保 (略)</p> <p>(2) 林業事業体の経営体質強化 (略)</p> <p>2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 (略)</p> <p>3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 (略)</p> <p>III 森林の保護に関する事項</p> <p>第1 鳥獣害の防止に関する事項</p> <p>1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法</p> <p>エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため装置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。</p> <p>(1) 区域の設定 「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表3のとおり定めます。 また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。</p>
---	---

<p>(2) 鳥獣害の防止の方法 (略)</p> <p>ア 植栽木の保護措置 (略)</p> <p>イ 捕獲 (略)</p> <p>2 その他必要な事項 (略)</p> <p>第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</p> <p>1 森林病虫害の駆除及び予防の方法</p> <p>(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法</p> <p>森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。</p> <p>特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、安平町では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。</p> <p>さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。</p> <p>なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。</p> <p>(2) その他</p> <p>森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、安平町や胆振総合振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。</p>	<p>(2) 鳥獣害の防止の方法 (略)</p> <p>ア 植栽木の保護措置 (略)</p> <p>イ 捕獲 (略)</p> <p>2 その他必要な事項 (略)</p> <p>第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</p> <p>1 森林病虫害の駆除及び予防の方法</p> <p>(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法</p> <p>森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うこととします。</p> <p>なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。</p> <p>(2) その他</p> <p>森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。</p>
--	--

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ア～ウ (略)

3 林野火災の予防の方法
(略)

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
(略)

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
該当なし	

(2)～(3) (略)

ア～イ (略)

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域
(略)

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
(略)

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備
(略)

4 その他必要な事項
(略)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ア～ウ (略)

3 林野火災の予防の方法
(略)

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
(略)

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

(2)～(3) (略)

ア～イ (略)

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域
(略)

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
(略)

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備
(略)

4 その他必要な事項
(略)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、当該森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

ア～エ (略)

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域
(略)

2 森林の総合利用の推進に関する事項
(略)

3 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項
(略)

(2) 上下流連携による取組に関する事項
(略)

(3) その他
(略)

4 その他必要な事項

1 特定保安林の整備に関する事項
(略)

2 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

(1) 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的留意事項は次のとおりです。

なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については個々に指定施業要件が定められていますが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は保安林制度の一環として行われますので留意が必要です。

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、当該森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

ア～エ (略)

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域
(略)

2 森林の総合利用の推進に関する事項
(略)

3 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項
(略)

(2) 上下流連携による取組に関する事項
(略)

(3) その他
(略)

4 その他必要な事項

1 特定保安林の整備に関する事項
(略)

2 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

(1) 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的留意事項は次のとおりです。

なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については個々に指定施業要件が定められていますが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は保安林制度の一環として行われますので留意が必要です。

ア 主伐の方法 (略)

イ 伐採の限度 (略)

(ア) ~ (ウ) (略)

ウ 特例 (略)

エ 間伐の方法及び限度 (略)

オ 植栽の方法及び期間 (略)

(2) 自然公園特別地域内における森林
(略)

(3) その他の制限林
(略)

(4) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項
(略)

ア 主伐の方法 (略)

イ 伐採の限度 (略)

(ア) ~ (ウ) (略)

ウ 特例 (略)

エ 間伐の方法及び限度 (略)

オ 植栽の方法及び期間 (略)

(2) 自然公園特別地域内における森林
(略)

(3) その他の制限林
(略)

(4) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項
(略)